個人番号(マイナンバー)の提示が必要な手続きについて

1月より、個人番号制度が施行され、税金や社会保障などの手続きで個人番号の提示が必要になりました。市役所に おいて、個人番号の提示が必要となる主な手続きをお知らせします。

■個人番号の提示が必要な主な手続き

手続きの内容	担当課
税関係の申告や申請(相続人代表者指定届など) ※確定申告の際に必要となるのは、平成29年(平成28年分申告)からです。	税務課 市民税係(内線171) 資産税係(内線176)
身体障害者手帳など各種手帳に関する申請、障害福祉サービスの申請、戦 没者等特別弔慰金の請求、生活保護の申請 など	福祉課(内線152・164)
児童手当、児童扶養手当、乳幼児等医療費助成などの手続き、保育園等の 入所の手続き など	子育て支援課 (内線154・162)
国民健康保険に関する手続き、後期高齢者医療保険に関する手続き	市民課(内線132・135)
介護保険に関する手続き	高齢介護課(内線157)
市営住宅の申し込み	都市計画課(内線316)

■個人番号の確認に必要な書類



※例示以外の身分証明書については、本人確認に使用可能かどうか、各担当課に問い合わせください。

そのほか制度全般に関する不明な点や詳細については、下記のサイト または専用フリーダイヤルでご確認ください。

▷政府広報オンライン、社会保障・税番号(マイナンバー)特集サイト http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html ▷マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178(平日午前9時30分~午後10時、

土・日曜日、祝日午前9時30分~午後5時30分)



マイナちゃん

問 総合政策課(内線212)